

平成20年9月26日

社会教育法の一部改正に伴う「博物館に関する科目」見直しについての意見

公立大学協会
会長 佐々木 雄太

標記について、本協会加盟校に照会したところ1大学より、以下のような意見がありましたので、提出させていただきます。

今日の学芸員に求められている資質を考えるならば、「博物館に関する科目」の試案は十分に吟味されたものと評価できる。しかし、各科目について適当な担当教員が得られるかという疑念は少なからず残る。また、学生のさらなる負担増を考えるならば、この試案を実施するのは現状では無理といわざるをえない。取得すべき単位数は多くても18単位までに抑えるべきではないだろうか。教育内容もできるだけ絞り込む必要がある。

なお、「博物館に関する科目」の試案を尊重するにしても、取得すべき単位数を18単位にするには、次のような科目内容の振り分け方も考えられる。

(1)「生涯学習論」 → 「博物館概論」・「博物館教育論」・「博物館と地域社会」

(2)「博物館保存科学論」 → 「博物館概論」・「博物館資料論」

各科目で教育内容の重複が見られるうえに、教育課程を考えてもそれぞれ融合したほうが、学生にはより理解しやすいと思われる。

「博物館保存科学論」はないがしろにできない科目であり、将来、学芸員に課すことになる「研修」の場で、その詳細をじっくり学べるよう配慮すべきであろう。

以上